



大津市公報

令 和 7 年 10 月 15 日
号 外 （第 52 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 条 例	
55 大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例……………	1
56 大津市ふれあいセンター条例を廃止する条例……………	6
57 大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………	6
58 大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例……………	6
59 大津市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例……………	7
60 大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例……………	7
61 大津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例……………	8

条 例

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

令和7年10月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第55号

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）
第2章 乳児等通園支援事業
第1節 通則（第20条）
第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）
第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）
第3章 雑則（第27条・第28条）
附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）は、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が、明るく、安全で衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、利用乳幼児の最善の利益を考慮して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、非常災害に備えるため、関係機関への通報及び連携の体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定するとともに、当該計画に基づき、必要な訓練を行わなければならない。

3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際における確認に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際に関する専門性を備えたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その提供する乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第19条 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第20条 乳児等通園支援事業の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般型乳児等通園支援事業（乳児等通園支援事業であって次号に定めるものに該当しないものをいう。以下同じ。）
- (2) 余裕活用型乳児等通園支援事業（保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）がそ

の施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児に対して行う乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項各号に規定する構造のものにあっては、当該階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限る。）の構造が、屋内と階段室とがバルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造でない場合にあっては、同号に規定する構造であるものに限る。）を通じて連絡し、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造であるものに限る。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(4) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料により仕上げていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員が受けなければならないものとして市長が行う研修（滋賀県知事その他の機関が行う研修で、市長が指定するものを含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、1の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員の数を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める条例の定めるところによる。

(1) 保育所 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）（保育所に係る部分に限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 大津市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第1号）

(3) 幼保連携型認定こども園 大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第61号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例（平成26年条例第62号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市ふれあいセンター条例を廃止する条例を公布する。

令和7年10月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第56号

大津市ふれあいセンター条例を廃止する条例

大津市ふれあいセンター条例（平成23年条例第51号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年10月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第57号

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される大津市議会議員及び大津市長の選挙について適用する。

大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年10月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第58号

大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年10月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第59号

大津市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

大津市立母子生活支援施設条例（平成22年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第30条第1項」を「第29条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年10月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第60号

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

大津市立児童クラブ条例（平成12年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第6条第1項において」を「以下」に改める。

第6条第1項中「夏季休業期間保育（夏季）」を「長期休業期間保育（学年始め、夏季、冬季及び学年末）」に改め、同条第2項中「夏季休業期間保育」を「長期休業期間保育」に改める。

第7条第2項中「申し出」を「申出」に改め、同条第3項中「及び第4号にあっては」を「にあっては、」に改め、同項第2号中「きたす」を「来す」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第10条又は第11条」を「第9条又は第10条」に改め、同号を同項第3号とする。

第9条を削る。

第10条の前の見出しを削り、同条第1項中「夏季休業期間保育」を「長期休業期間保育」に改め、「除く。」の次に「第12条第1項及び」を加え、「10,000円の」を「10,000円（当該月が7月又は8月の場合にあっては、12,000円。以下この項において同じ。）の」に、「にその月」を「（当該月が7月又は8月の場合にあっては、600円）に当該月に、」を「含まない」を「除く」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第9条とし、同条の前に見出しとして「（保育料）」を付し、第11条を第10条とする。

2 長期休業期間保育を受ける者の保護者は、当該者の受ける次の各号に掲げる長期休業期間保育の区分に応じ、当該各号に定める額の保育料を納付しなければならない。

(1) 学年始め、冬季及び学年末における小学校等の休業日において行う長期休業期間保育 児童1人につき、500円に当該小学校等の休業日の期間において通所登録を受けていた期間の日数（当該期間においてクラブが開所されなかった日数を除く。）を乗じて得た額

(2) 夏季における小学校等の休業日において行う長期休業期間保育 当該小学校等の休業日の期間について、児童1人につき18,000円。ただし、当該期間の途中で新たに通所登録を受け、又は通所登録の抹消を受けたときは、600円に当該期間において通所登録を受けていた期間の日数（当該期間においてクラブが開所されなかった日数を除く。）を乗じて得た額（その額が18,000円を超えるときは、18,000円）とする。

第12条の見出しを「（保育料の減免）」に改め、同条第1項中「掲げる」の次に「者に該当する」を加え、「登録料又は保育料（第10条第1項）」を「保育料（第9条第1項）」に改め、同項第1号中「者 登録料及び保育料を免除する。」を「者 免除」に改め、同項第2号中「保育料について、」を削り、「夏季休業期間保育」を「長期休業期間保育を受ける者」に、「夏季保育期間」を「長期休業期間保育を行う期間（第4号において「長期休業保育期間」という。）」に、「を減額する。」を「の減額」に改め、同項第3号中「保育料について、」を削り、「を減額する。」を「の減額」に改め、同項第4号中「全月（夏季休業期間保育）」を「月の全日数（長期休業期間保育）」に、「夏季保育期間」を「長期休業保育期間」に、「保育料を免除する。」を「免除」に改め、同条第2項中「対し、必要と認める額」を「ついて、保育料」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（間食費）

第12条 間食等の提供を受ける者の保護者は、間食等の提供に要する経費（以下「間食費」という。）を納付しなければならない。

2 間食費の額は、規則で定める。

第13条を次のように改める。

（間食費の減免）

第13条 市長は、間食等の提供を受ける者の保護者のうち、第11条第1項第1号に掲げる者に該当するもの及び災害その他特別の事情があるものについて、間食費を減額し、又は免除することができる。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の大津市立児童クラブ条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保育及び間食等の提供について適用し、同日前に受けた保育及び間食等の提供並びに同日前に受けたこの条例による改正前の大津市立児童クラブ条例第6条第1項の規定による通所登録に係る登録料については、なお従前の例による。

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年10月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第61号

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、同条の前に次の1章及び章名を加える。

第5章 大津市災害弔慰金等支給審査委員会

第16条 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給に関する事項を調査審議するため、大津市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、災害弔慰金等の支給に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。